本論文は

世界経済評論 2020 年 9/10 月号

(2020 年 9 月発行) 掲載の記事です





金融とフィンテックの現在

:新しい技術への理解のために



川野 祐司 東洋大学経済学部教授

かわの ゆうじ 東洋大学経済学部教授。日本国際貿易投資研究所客員研究員, 日 本証券アナリスト協会認定アナリスト。専門は金融政策、国際金融論、ヨーロッパ 経済論。主要著書に『ヨーロッパ経済の基礎知識 2020』、『これさえ読めばすべて わかる 国際金融の教科書』(いずれも文眞堂)がある。

金融はこれまでも新しい技術を取り込んでサービスを発展させてきており、フィンテックは新しい現象では ない。本稿では、現在サービスが展開されているフィンテックの分野を概説し、フィンテックの発展段階をデ ジタル化が進む段階,AI などが利用される段階,行政サービスなども含めて幅広いサービスと連携する段階 に分けている。フィンテックを進めていく上で重要なのは、技術者だけでなく広く私たちが新しい技術への理 解を深めることである。

金融の機能と技術

金融とは資金余剰主体と資金不足主体をつな ぐ仕組みであり、資金取引のニーズに合わせて 様々な金融機関や金融商品が存在する。教科書 的には、金融機関には銀行、証券、保険などが あり、資金を必要とする経済主体は銀行などか ら資金を借りたり、株式や債券などの証券を発 行したりして資金を調達する。教科書の上では 資金余剰主体から資金不足主体にスムーズに資 金が流れることになっているが、現実には様々 な摩擦が存在するために、資金が効率的に配分 されていない。例えば、資金の貸付の際には貸 付相手のリスクを評価する必要があり、リスク に応じて金利などの貸し付け条件が決まる。し かし、事業を始めたばかりの人は信用履歴がな

く、リスクの評価が難しい。また、地理的な距 離も障害になり、特に国境を越える資金の移動 には制約がかかる。

機能に着目すると、金融とは情報を扱う業界 だといえる。信用リスクや資金ニーズなどの 様々な情報を処理して、最適な資金配分を実現 させる。摩擦は情報処理に限界があるために発 生していると言い変えることができる。歴史 上、金融は最新技術を導入しながら発展してき た。現金のやり取りを減らすために相殺取引や 手形が導入された。相殺取引は対象商品や期間 を多様化させて金融派生商品を生み出した。取 引の記録が紙から電子媒体に移行すると情報の 共有や処理が迅速化し、データをもとに信用リ スクを測定するアプリなどが使えるようになっ た。情報技術の発達により、これまで困難で あった国際取引が容易になり、個人でも外国の 株式やETF などに投資できるようになった。 新しい技術を組み合わせた例の一つがクレジットカードであり、法人だけでなく個人でも国内外で容易に支払いができるようになり、オンライン上での支払いも当たり前になっている。

フィンテックは金融と技術の造語であり、新しい現象であるかのように騒ぎ立てられているが、金融が最新の技術を取り入れること自体はこれまでも続けられてきたことであり、新しい現象ではない。ただし、これまでは通信技術や情報管理など一般の顧客の目には見えにくい部分で新しい技術が取り入れられてきたが、近年は銀行店舗・ATM・人員などの削減やスマートフォンの活用など目に見える部分で変化が生じており、注目を集めている。いずれにせよ、そもそも金融とは情報を扱い資金を移動させるものであり、デジタル化とは親和性が高い。

Ⅱ フィンテックの範囲

どのようなサービスがフィンテックとして展開されているか見てみよう。表1のような様々なサービスが展開されている。本特集の他の論文で詳しく解説されているものもあるが、いくつか簡単に解説していこう。

決済や送金の分野では、個人間や国際間の送

金も安価に行えるようになっている。アントフィナンシャルやリップルなどの新興勢力だけでなく、Transfer Wise などの送金業者もリアルタイム着金に近いサービスを展開している。すでに数百ドルから数千ドルの少額の国際送金では銀行を経由するよりも安価で早く送金できるようになっている。個人向けの決済用デバイスも様々なものが発売されており、時計や指輪などのウェアラブル端末も展開されている。

暗号通貨は日本では投機の対象として見られているが、国際的には「通貨」として使われる例が増加している。DLT(分散型台帳技術)やブロックチェーンをデータベースとして利用して不動産などの資産の持分を管理する取り組みが進められている。また、価値をアメリカドルなどに連動させるステーブルコインも多く発行されており、送金や資産取引などの分野に使われ始めている。

個人の資産管理の手助けをするサービスとして、富裕層を対象にしたプライベートバンキングがある。担当者となるプライベートバンカーを養成して業務にあたらせるまでにコストがかかるため、一般の人は質の高いサービスを受けることができなかった。現在では AI (人工知能)を利用して、投資相談などを自動化させた低コストのサービスが提供されている。ただし、

決済、送金ソリューション	クラウド,オープン API	
暗号通貨 (暗号資産)・トークン	ブロックチェーン, DLT	
ロボアドバイザー, 個人金融管理	レグテック(e-KYC,AML,デジタル ID)	
クラウドファンディング	デジタル本人確認	
融資(個人向け融資も含む)	データ解析・ビッグデータ	
インシュテック (UBI, テレマティクス)	企業管理, 会計, 監査	
金融取引, 資産管理	企業・事業体向けツール	

表 1 フィンテックの範囲

出所:川野祐司『これさえ読めばすべてわかる 国際金融の教科書』文眞堂, p. 146 を修正。

現在のところは AI を利用しているとはいって も Web 上の占いゲーム程度の品質しかなく. 今後の品質向上が望まれる。

クラウドファンディングや融資は、信用履歴 が十分に蓄積されていない人や企業に資金調達 の道を開いている。資金提供者は金融機関や投 資ファンド、企業だけでなく、P2P 融資では 個人が個人に資金を提供する。調達資金の預か り証として暗号通貨や自作のトークンを付与す る ICO や STO も盛んにおこなわれている。

インシュテックは活発に新商品が開発されて いる分野の一つであり、利用実績に応じて保険 料を請求する UBI が自動車保険などで実用化 されている。自動車にセンサーを取り付けて運 転データを取得し、安全な運転をすれば保険料 が安くなる商品もあり、頻繁にデータを送受信 するテレマティクスの技術が使われている。船 舶や建機,鉱山重機などではビッグデータを利 用した故障予測サービスが始まっているが、こ れらも保険との親和性が高い。故障予測サービ スを提供することで故障の前に部品を取り換え ることができ、保険請求が減少すれば、保険料 の引き下げも実現できる。

クラウドはデータを手元ではなくクラウドと 呼ばれるスペースに保存するサービスを指す。 例えば、レジの売り上げデータや銀行取引、オ ンライン取引などのデータをクラウド会計ソフ トに取り込ませることで、AI に帳簿作成の仕 分け作業を行わせることもできる。会計データ は顧問税理士や会計事務所などとも共有でき, 経理業務の効率化を進められる。ミロク情報 サービスなどがこのようなサービスを提供して いる。

レグテックは非常に注目されている分野の一 つであり、新しい技術を使って金融規制上の問

題の解決を目指すものである。金融サービスを 利用する際には、申込時の本人確認と利用時の 本人認証が欠かせないが、従来の金融サービス では紙ベースでのやり取りが多く、時間がかか るだけでなく、オペレーション上のミスも発生 しやすく、偽造書類による詐欺を見抜くことも 難しかった。オンライン取引では本人認証は重 要な問題であり、認証が甘いと拾ったクレジッ トカードを使ってオンライン上で買い物をする こともできる。3DS(クレジットカード情報を 入力した後に、別画面でカード会社に登録した パスワードを入力する本人認証方法)などの技 術はあるものの、ユーザーエクスペリエンス (満足度)の低下を嫌って導入が進んでいない。 3DS2.0 では AI を利用して安全性はそのまま にユーザーエクスペリエンスの向上を図ってい るが、これもレグテックの一例である。

企業は財務、総務、人事、工場などで独自の システムを使っていることが多く、これらのシ ステム間の連携が課題になっている。企業向け ソリューションでは、統一的な基盤となるシス テムを提供し、その上に各企業が必要とする機 能をアプリケーションとして提供する。OBC の OBIC7 などが該当する。OBIC7 では個人向 け融資アプリなどで必要となる申込者の信用情 報の照会などもサポートしており、貸金業など の金融サービスへの参入障壁を低くしている。

フィンテックの発展

次に、フィンテックの発展を見ていこう。表 2のように、3つの段階が考えられる。

第1段階では、店舗などのリアルの場所で対 人で紙ベース提供されていた金融サービスがデ ジタル化される。銀行や証券のサービスは PC

ステージ	第1段階	第2段階	第3段階		
特徴	アナログやリアルで提		デジタルな金融サービ		
	供されていたサービス	DLT など新しい技術	スがデジタル社会の基		
	がデジタル化される	が幅広く導入される	盤となる		
サービス例	オンライン銀行・証券	B2B ソリューション	電子行政サービス		
	送金サービス	貿易金融	医療・福祉・教育		

表2 フィンテックの発展

やスマートフォン上で提供されることとなり. 店舗に赴く必要がなくなった。残高照会などの サービスは24時間いつでも利用できるように なり、特に証券売買の手数料は劇的に低下し た。ヨーロッパやアメリカでは、デビットカー ド(銀行のキャッシュカード)をスマートフォ ンに取り込み、個人間の送金が可能になった。 途上国では、スマートフォンを使うモバイルペ イメントは通信会社などが提供する電子マネー を利用する。配車サービスなど他のサービスと の連携も図られている。送金については、オン ライン銀行,送金業者,暗号通貨など選択肢が 増え、安価な国際送金も実現している。日本で はオンラインショッピングで主にクレジット カードが利用されるが、電子マネーや銀行振り 込みが好まれる国もあり、オンラインショッピ ングを国際展開させるためには顧客の好みに応 じた決済手段を複数準備する必要がある。

第1段階でも、分野によっては金融以外の サービスとの融合が見られる。宅配や配車サー ビス、オンラインショッピング、UBI 保険など はすでに実現している。また、暗号通貨を使っ た資金調達もすでに広く実施されている。先進 国だけでなく途上国でも第1段階のフィンテッ クは広く浸透しており、日本はかなり遅れを 取っている。

第2段階では、AI、ビッグデータ、DLT(ブ ロックチェーン)、電子署名などの技術が金融 分野に取り入れられる。第1段階ではリアルの 店舗や人員、紙の書類などがデジタル化された が. これだけでは金融取引の安全性と効率性の 追求には十分ではない。書類のデジタル化によ り保管や移動のコストや手間が省けるものの、 多くの書類を人間の目でチェックするのは効率 も悪くミスを減らすことができない。また、法 令が変更されると人間の訓練期間や訓練費用が 必要になり、迅速な対応が取れなくなる。法令 の変更は国内だけでなく国際的なルールの面で も生じ、人間がすべてを把握しながら業務を行 うのは難しい。AIの利活用は必須となる。

DLT は手続きの透明性と手続きの自動化に 強みを持つ。書類を DLT に載せておけば関係 者は書類を閲覧することができ、誰が変更を加 えたのかも明らかとなる。貿易金融の分野では 信用状を DLT に載せる実証実験は各地で終了 しており、多数の信用状を一つのプラット フォーム上で管理運営する試みが行われてい る。実証実験では手続きの迅速化が図られるこ とが分かっており、顧客確認がスムーズに行わ れることにより. これまで信用状の発行を拒否 されていた中小の事業者にも貿易への道が開け ている。また、信用状の追跡オペレーションな どの業務が不要となり、人的リソースをより創 造的な業務に振り向けられるようになる。

消費者は、複数のサービスが一つのデバイス やアプリに統合される変化を感じることになる

だろう。すでに銀行や証券会社の口座を統合し て一つのアプリで確認するアグリゲーション サービスがあるが、DC(確定拠出年金)口座 やクレジットカード、電子マネーなども統合さ れ、収支管理やアドバイザリーサービス、オン ラインショッピングや公共交通機関なども一つ のデバイスやアプリで総合的に管理できるよう になる。現在でも法人カードや法人向けウォ レット(電子マネーなどを支払うアプリ)を活 用している企業はあるが、これらのデータを経 理システムや人事システムなどとも連携させ て、経費精算や出張報告書などの自動化を進め ることもできるようになるだろう。

第3段階では、行政、医療、教育なども含め て私たちが利用するあらゆるサービスが金融 サービスと連携するようになる。ヘルスケアは 今後有望な分野で、すでに健康管理や病理診断 などで先端的な技術が導入されつつある。これ らの技術が金融と融合されることで、生活がよ り便利に豊かになる。行政サービスとも連携す ることで、行政コストを減らしつつ、市民の権 利もきちんと行使されるようになる。例えば. 交通事故に遭って障害者となった場合. 病院か ら手術やカルテの情報が行政に伝達され、障害 者年金の手続きが自動で行われる。民間の保険 に入っていれば保険金も自動で受け取れるよう になる。

ビジネスでも幅広い分野が金融サービスと統 合されるようになる。工業だけでなく. 農漁 業、鉱業などでもビッグデータを活用して資金 の調達、運用、経理処理などが自動化されるこ とになる。MaaS が金融分野と融合することで 物流も大きく改善されるだろう。

第3段階の実現はまだ先の話となる。統一的 なプラットフォームの構築、各分野の連携を可

能とする多くの分野の法改正、個人情報の扱い などが壁となるだろう。個人情報は公開可能な プライベート情報と公開不可能なプライバシー 情報に分かれる。例えば、筆者が東洋大学教授 であることはプライベート情報であるが、筆者 の DNA 情報はプライバシー情報になるだろ う。線引きは国によって異なる。日本が今後ど のような社会を目指すのかを考えた上で線引き をする必要がある。医療記録などはプライバ シー情報になるだろうが、本人が許可を与えた 場合(病院でマイナンバーカードを端末に差し て PIN コードを入力するなど)には情報が利 用できるようにするなどの活用に向けてのルー ル作りも必要となる。

W フィンテックを進める上で 必要になるもの

日本はキャッシュレス化も含めてフィンテッ ク分野で遅れているとされている。しかし、日 本が技術で遅れているわけではなく、第1段階 のインターネット銀行や非接触型の電子マネー などは最先端を走っていた。日本は技術はある が普及面で問題があり、その背後には顧客 (ユーザー) の視点を無視して企業の論理だけ でサービス展開をしてきたことがある。昨今の キャッシュレス騒動においても、支払いまでに 時間がかかりユーザーエクスペリエンスの低い QR コードを使った支払いサービスを、ポイン トを付けることで無理矢理普及させようとして いる。規格やサービスの乱立もユーザーを無視 した結果である。

自前主義も普及を阻む壁となる。日本の銀行 ではそれぞれが自前の勘定系システムを維持し ようとしていることが業務提携や M&A を阻

	金融機関	技術企業		
使いやすさ	1位 (13.1%)	5位 (9.2%)		
迅速なサービス・プロセス	2位 (12.2%)	4位(9.4%)		
信頼	3位(10.9%)	3位 (10.2%)		
パーソナライズされたサービス	4位 (10.8%)	2位(11.5%)		
デジタル化された個別対応	5位 (9.1%)	1位(13.2%)		
商品設計	6位 (8.5%)	8位 (7.7%)		
コスト	7位 (8.1%)	6位 (8.9%)		

表3 顧客維持のために必要と考える事項

出所: PwC, グローバルフィンテック調査 2019, p. 12 より抜粋。

んでいる。技術は自前で囲い込むよりも共有し た方がより早く発展する。PC などのプログラ ムではソースコードを公開することが当たり前 になっている。自前で技術を囲い込むと開発力 が自社の技術力に制限されてしまうためであ る。さらに、日本ではいい技術があれば自然と 普及するという慢心も一般的であり、普及のた めの努力をしない言い訳にも使われている。こ れらから、日本の企業文化を変える必要がある といえるだろう。

表3はフィンテックを進めるにあたって何 が必要かという問いに対して. 技術を開発する 企業とそれを採用する金融機関との間に見解の 違いがあることを示している。技術企業は当然 ながら技術的な問題を重視するが、サービスの 普及にはユーザーエクスペリエンスの向上が欠 かせないことを金融機関は知っている。両者が 協力しながらサービスを開発するためには、 ユーザーの視点に立つという点を何度も再確認 する必要があるだろう。ポーランドの Mbank はユーザーエクスペリエンスが高いネット銀行 として知られている。サイトの改修を繰り返 し、より少ないクリック・タップ数で顧客が希 望する金融商品やアドバイスに辿りつけるよう に工夫を続けている。

フィンテックでは新しいサービスが次々に生 まれてくる。新しいサービスが生まれることで より多くの人が金融サービスにアクセスできる 金融包摂が実現し、社会が改善される可能性を 秘めているが、サービス開発時には予想できな かった問題が発生するリスクもある。新サービ スは既存の法体系の枠組みになじまないことも あり、サンドボックス(一定の範囲で一時的に 規制を緩めること)も必要になる。まずは新 サービスを試してみて、問題が明らかになった 時点でルールや規制を変えればよい。最も重要 なのは、新しい技術やサービスを頭ごなしに拒 否しない姿勢だといえるだろう。

日本では、オンライン証券会社や銀行がリア ルの店舗を展開させるなど逆行した動きも見ら れる。販売チャネルの複線化を図っているが. 背景には日本人がデジタルな金融サービスに慣 れていない、日本がデジタル社会になかなか移 行できていないこともある。新しい技術やオン ライン上のサービス展開に対して懐疑的な声も 多い。日本人のリテラシーを高めることも必要 となるだろう。子供のときからデジタル機器や アプリに慣れる工夫が必要であり、さらに適切 な金融教育も欠かせない。

フィンテックと金融は対立するのか、という

問いがある。本稿を読んでくださった読者は、 このような質問が愚問であることをすでに知っ ている。歴史上、金融は最新の技術を取り入れ ながら発展してきており、新しい技術によって 金融は本来あるべき姿に近づくことができる。

しかし、技術はあくまでも技術であり、適切な ルールの下で運用しなければ社会に悪影響を与 えかねない。技術者だけでなく、多くの人々が 技術や金融についての理解を深めることもフィ ンテックの健全な発展に欠かせない。

法務・WTO 関連 調査研究報告書のご紹介

(一財) 国際貿易投資研究所

(一財) 国際貿易投資研究所が報告書として取りまとめた調査研究報告はホームページ (http://www.iti.or.jp) の ITI 調査研究シリーズ欄に掲載・公表しています。全文をダウンロードすることができますので,ご利用をお勧めいたし ます。最近の海外法務・WTO 関連の報告書と主な内容(目次)は次のとおりです。

WTO 改革の課題と方向(調査研究シリーズ No.98 2020 年 3 月刊)

- 第1章 WTO 改革の課題と方向:総論 · · 中川淳司 (中央学院大学教授, 東京大学名誉教授, アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)
- 第3章 国有企業··············松下滿雄(東京大学名誉教授,長島・大野・常松法律事務所顧問,元 WTO 上級委員)

- 第 6 章 紛争処理····· 福永 有 夏 (早稲田大学教授)

紛争事例に見る主要国の流通市場変化と問題点(調査研究シリーズ No.87 2019 年 3 月刊)

- 第1章 流通における取引上の優越的地位の濫用…松下満雄(東京大学名誉教授、長島・大野・常松法律事務所顧問、元WTO上級委員)
- 第3章 主要国の流通市場変化に対応した法的諸規制—インド………大河内 亮 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)
- 第4章 アメリカの流通市場変化に対応した新たな法的諸規制……………………………………………大久保直樹(学習院大学法学部)
- 第5章 中国における流通分野に関する規制 〜独占禁止法, 反不正当競争法及び電子商務法の最新動向〜

主要国の流通事情変化と法的諸規制の動向(調査研究シリーズ No.69 2018 年 3 月刊)

- 第1章 2017年「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(流通ガイドライン)の解説
- 第2章 EU における流通市場の変化に対応した法的諸規制の動向
 - ―EU 競争法における選択的流通契約の取り扱いを中心として― ……………高橋岩和 (明治大学名誉教授)
- 第3章 インドにおける流通市場変化と法的諸規制~事例(再販売価格維持,制裁金算定の基礎),
 - リーニエンシー規則改正~………………………………大河内 亮 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)
- 第4章 アメリカにおける流通市場変化と法的諸規制~プラットフォーマーに対する反トラスト法規制~
 - ·······················大久保 直樹(学習院大学法学部教授)

主要国のライセンス規制等の最新動向(調査研究シリーズ No.48 2017年3月刊)

- 第1章 技術ライセンスと標準化に関する競争法,特許法,民事法の諸問題
- 第2章 米国のライセンス規制に関する最近の状況…………………………………… 大久保 直樹 (学習院大学法学部教授)
- 第3章 EU・ドイツにおけるライセンス規制改定動向 …………………………………………高橋 岩和 (明治大学法学部教授)
- 第4章 インドのライセンス規制等に関する最近の状況…………大河内 亮 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)
- 第5章 中国におけるライセンス規制―独占禁止法による知的財産権濫用規制を中心に―

一般財団法人 **国際貿易投資研究所** (ITI)

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

〒 104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階 E-Mail:jimukyoku@iti.or.jp/ URL:http://www.iti.or.jp/